

「小樽市地域開発事業経営戦略(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- | | |
|----------------------|----|
| 1 意見等の提出者数 | 1人 |
| 2 意見等の件数 | 2件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 0件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方 | |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	2. 将来の事業環境の(3)で、職員の兼務が記載されていますが、本職が滞りなく遂行できているのか不安に思いました。きちんと職員の労務環境を把握し、兼務可能と判断した上での人員現行維持なのかどうか分かれば、安心に思えます。	本市は港湾管理者として小樽港の管理、運営を行っておりますが、今回策定する本経営戦略は、総務省のガイドラインに基づき、小樽港に係る業務の一部を対象としたものとなっています。 小樽港に係る業務については、全体をその関連性に応じて分担して行っていることから、地域開発事業業務のみを行う職員はおらず、当該業務の専任職員はいないという表現となっています。 なお、御意見をいただきましたとおり、滞りなく業務を遂行できるよう、実態に即した人員配置に努めるとともに、今後、本事業に係る会計の公営企業会計化に向けた検討の中で適宜整理してまいります。
2	様式第2号の投資・財政計画に表記されている区分の中で、その他が数値の大半を占めるものが多いのが気になりました。その他で表記するにしても、その他中で最も多く占める要素の記述もあった方が分かりやすいと思います。	この様式は総務省のガイドラインに基づいたものであり、収益的収入の営業外収益における貸地料、収益的支出の営業費用における不動産鑑定料は、「その他」に含めるように示されています。

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。